

3-4 自治会集会所の新築・修繕などの補助

地域協働課
25-3577

地域住民のコミュニティづくりの推進を図るには、話し合いや活動の場所が必要です。

そのために、自治会が実施する集会所の新築・増改築・修繕又は買収に要する経費の一部（敷地の買収費等を除く。）を補助し、住民のコミュニティ活動を側面から支援しています。

《補助の対象》

- 1 新築等に要する経費が50万円以上であること。
- 2 補助金の交付を受けた集会所に対しては、交付後20年を経過しなければ再補助はしない。ただし、増築及び改築を行う場合は10年、修繕を行う場合は5年とする。

《補助の基準》

- 1 新築（買収を含む。） 補助限度額 : 4,166,000円
ア 50㎡以内の場合
[補助単価×面積（50㎡以内）×1/2]
イ 50㎡を超える場合
[補助単価×50㎡×1/2] + [補助単価×（延床面積㎡-50㎡）×1/3]
ウ 消防団の施設を併設する場合
[ア又はイ] + [補助単価×面積（40㎡以内）]
- 2 増築及び改築 補助限度額 : 3,333,000円
[補助単価×面積（100㎡以内）×1/3]
- 3 修繕 補助限度額 : 1,600,000円
[修繕に要した経費×1/3]

*補助単価 : 補助基準単価（1㎡当たり10万円）と実質単価（実際に要した経費の1㎡当たり単価）のいずれか低い額。

毎年9月頃、翌年度計画書を各地区連合会を通して提出していただいています。計画書の提出のないものについては、補助できませんのでご注意ください。

呉市自治会集会所新築等補助金交付要綱

地域協働課

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域におけるコミュニティー活動の円滑な推進に寄与することを目的として、自治会が集会所を新築、増築、修繕又は買収(以下「新築等」という。)をする場合には必要な経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては呉市補助金交付等交付規則(昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 新築 新たに集会所を建築し、又は既存の集会所の全部を除去し、新たに建築することをいう。

(2) 増築 既存の集会所の床面積を増加させ、建築することをいう。

(3) 改築 既存の集会所の一部を除去し、引き続きこれと規模、構造の著しく異ならないものを建築することをいう。

(4) 修繕 集会所の維持管理上必要と認められる補修で改築の程度に至らないものをいう。

(5) 買収 既存の建築物又はその一部を新たに集会所として購入(購入後集会所として改造するまでを含む。)することをいう。

(補助の要件)

第3条 補助金の交付は、自治会が新築等(消防団の施設を併用する場合を含む。)を行う場合で、かつ、次の各号に掲げる要件に適合する場合とする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(1) 新築又は買収の場合は、区域内に他の公共的集会所がなく、かつ、多目的に使用するために設置されたものであること。

(2) 新築等を行うことについて自治会加入者全体の合意があり、かつ、それに要する経費が50万円以上であること。

(3) 補助金を受けた集会所については、交付後20年(増築及び改築を行う場合は10年、修繕を行う場合は5年)を経過しなければ再補助はしない。

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、新築、増築、改築及び修繕の場合にあっては次の各号に掲げる経費として、買収の場合にあっては当該各号に掲げる経費に相当する経費とする。

(1) 基礎工事費及び本体工事費(屋根工事費を含む。)

(2) 内外装工事費(畳工事費を含む。)

(3) 給排水工事費

(4) 電気工事費

(5) 仮設工事費

(6) その他市長が必要と認めた工事費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の基準による。

2 補助金の額を算出する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。